

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別表第2
新旧対照表

改正後							改正前						
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号 別表第2（第3条—第9条、第10条、第11条関係）							○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号 別表第2（第3条—第9条、第10条、第11条関係）						
地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	キ	地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	キ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度（1）			建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度（1）
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>（削除）</u>		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>東京都都市計画田直地区地区整備</u>			<u>10分の12。ただし、建築物の敷地面積が200㎡以上の場合、この限りでない。</u>		<u>100㎡</u>	<u>10m。ただし、建築物の敷地面積が200㎡以上の場合、この限りでない。</u>

改正後							改正前						
							備 計 画						
東京 都市 計画 世田 谷西 部地 域喜 多見 地区 地区 整備 計画	住 宅 地 区		10分の8。ただし、 次の場合は、この 限りでない。 （1）建築物の 敷地に接する 区画道路（計 画書に示す区 画道路をい う。以下この 項において同 じ。）又は都 市計画道路 （都市計画法 第11条第1項 の規定により 都市計画施設 として定めら れた道路をい う。以下この 項において同 じ。）の部分 （建築物の敷 地が2以上の 区画道路及び 都市計画道路	10分の4。た だし、次の 場合は、この 限りでない。 （1）建 築物の敷地 に接する区 画道路又は 都市計画道 路の部分 が道路とし て整備され た当該敷地 に建築する 場合 （2）道 路の築造を 伴う開発	100㎡。た だし、次の 場合は、この 限りでない。 （1）建 築物の敷地 に接する区 画道路又は 都市計画道 路の部分 が道路とし て整備され た当該敷地 に建築する 場合 （2）道 路の築造を 伴う開発		東京 都市 計画 世田 谷西 部地 域喜 多見 地区 地区 整備 計画	住 宅 地 区		10分の8。ただし、 次の場合は、この 限りでない。 （1）建築物の 敷地に接する 区画道路（計 画書に示す区 画道路をい う。以下この 項において同 じ。）又は都 市計画道路 （都市計画法 第11条第1項 の規定により 都市計画施設 として定めら れた道路をい う。以下この 項において同 じ。）の部分 （建築物の敷 地が2以上の 区画道路及び 都市計画道路	10分の4。た だし、次の 場合は、この 限りでない。 （1）建 築物の敷地 に接する区 画道路又は 都市計画道 路の部分 が道路とし て整備され た当該敷地 に建築する 場合 （2）道 路の築造を 伴う開発	100㎡。た だし、次の 場合は、この 限りでない。 （1）建 築物の敷地 に接する区 画道路又は 都市計画道 路の部分 が道路とし て整備され た当該敷地 に建築する 場合 （2）道 路の築造を 伴う開発	

改正後						改正前							
			に接する場合は、それぞれの区画道路及び都市計画道路の部分とする。以下この項において同じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合 (2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この項において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合 (3) 次の公告	う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合 (建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合	行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合又は当該敷					に接する場合は、それぞれの区画道路及び都市計画道路の部分とする。以下この項において同じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合 (2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この項において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合 (3) 次の公告	行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合 (建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷	う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合 (建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合	

改正後							改正前						
			のあった区域（以下この項において「土地地区画整理事業の認可等の公告のあった区域」という。）に建築する場合（建築物の敷地が当該区域に係る事業計画に定められた公共施設としての道路（以下この項において「土地地区画整理道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に土地地区画整理道路がある場合において、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め	合又は当該敷地内に土地地区画整理道路がある場合において、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷	地内に土地地区画整理道路がある場合には、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地					のあった区域（以下この項において「土地地区画整理事業の認可等の公告のあった区域」という。）に建築する場合（建築物の敷地が当該区域に係る事業計画に定められた公共施設としての道路（以下この項において「土地地区画整理道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に土地地区画整理道路がある場合において、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め	地内に土地地区画整理道路がある場合において、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地	合又は当該敷地内に土地地区画整理道路がある場合において、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷	

改正後							改正前							
				いと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。) ア 土地区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更についての認	地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)					いと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。) ア 土地区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更につ	係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	

改正後							改正前						
			可の公告 イ 土地区画 整理法第21 条第3項の 規定による 土地区画整 理組合の設 立について の認可の公 告及び同法 第39条第4 項の規定に よる事業計 画の変更に ついての認 可の公告 ウ 土地区画 整理法第51 条の9第3 項の規定に よる土地区 画整理事業 の施行につ いての認可 の公告及び 同法第51条 の10第2項 の規定によ						可の公告 イ 土地区画 整理法第21 条第3項の 規定による 土地区画整 理組合の設 立について の認可の公 告及び同法 第39条第4 項の規定に よる事業計 画の変更に ついての認 可の公告 ウ 土地区画 整理法第51 条の9第3 項の規定に よる土地区 画整理事業 の施行につ いての認可 の公告及び 同法第51条 の10第2項 の規定によ				

改正後							改正前						
			る事業計画 の変更につ いての認可 の公告 エ 土地区画 整理法第55 条第9項及 び第69条第 7項の規定 による事業 計画の決定 の公告並び に同法第55 条第13項及 び第69条第 10項の規定 による事業 計画の変更 の公告 オ 土地区画 整理法第71 条の3第11 項の規定に よる施行規 程及び事業 計画の認可 の公告並び に同条第15						る事業計画 の変更につ いての認可 の公告 エ 土地区画 整理法第55 条第9項及 び第69条第 7項の規定 による事業 計画の決定 の公告並び に同法第55 条第13項及 び第69条第 10項の規定 による事業 計画の変更 の公告 オ 土地区画 整理法第71 条の3第11 項の規定に よる施行規 程及び事業 計画の認可 の公告並び に同条第15				

改正後							改正前						
			項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告						項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告				
喜多見宮之原住宅地区	1	法別表第2(い)項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの	1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10分の12		100㎡	10m。ただし、建築物の敷地面積が300㎡以上の場合、この限りでない。		喜多見宮之原住宅地区	1 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの	1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10分の12		100㎡	10m。ただし、建築物の敷地面積が300㎡以上の場合、この限りでない。
	2	法別	2 建築物の敷地面積が100㎡以上300㎡未満の場合は、敷地面積（単位を平方メートルとする。）から100を減じたものに20分の3を乗じたものに120を加えて得た数値を100で除して得たもの						2 法別	2 建築物の敷地面積が100㎡以上300㎡未満の場合は、敷地面積（単位を平方メートルとする。）から100を減じたものに20分の3を乗じたものに120を加えて得た数値を100で除して得たもの			

改正後						改正前					
(削除)	表第2 (い) 項第3 号に規定する 共同住宅のうち、住 戸専用 部分の 床面積 が30㎡ 未満の 住戸を 有する もの	(削除)			(削除)	喜 多 見 東 住 宅 地 区	表第2 (い) 項第3 号に規定する 共同住宅のうち、住 戸専用 部分の 床面積 が30㎡ 未満の 住戸を 有する もの	1 建築物の敷地 面積が100㎡未 満の場合は、10 分の10			1 建 築物の 敷地面 積が 100㎡ 未満の 場合 は、10 m
	(削除)							2 建築物の敷地 面積が100㎡以 上200㎡未満の 場合は、10分の 12			2 建 築物の 敷地面 積が 100㎡ 以上 500㎡ 未満の 場合 は、12 m
								3 建築物の敷地 面積が200㎡以 上500㎡未満の 場合は、敷地面 積（単位を平方 メートルとす る。）から200 を減じたものに 15分の4を乗じ たものに120を 加えて得た数値 を100で除して 得たもの			3 建 築物の 敷地面 積が 500㎡ 以上の 場合 は、15

改正後							改正前						
												<u>m</u>	
備考	1	この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。					備考	1	この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。				
	2	この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。						2	この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。				
	3	この表において告示日とは、都市計画法第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった日をいう。						3	この表において告示日とは、都市計画法第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった日をいう。				